

# 合成委受託契約書（案）

\*\*\*\*\*（以下「甲」という。）と有限会社 新成化学（以下「乙」という。）とは、年月日付けで締結した秘密保持契約（以下「原契約」という。）に基づき、甲の開発に係る\*\*\*\*\*（以下「本化合物」という。）の合成委受託の可能性について検討を行った結果、その合成委受託について、次のとおり契約を締結する。

## 第1条（基本規定）

甲は、本化合物の合成（以下「本合成」という。）を次の条件で乙に委託し、乙は、これを受託する。なお、乙は、本合成の全部又は一部を第三者へ委託してはならないものとする。

- (1) 仕様： 別紙「見積書」のとおり。
- (2) 数量：
- (3) 対価： （消費税を含む）
- (4) 納期：
- (5) 納入場所：

2 前項の規定にかかわらず、乙は、本合成を実施する前に、本合成の実施方法等についての検討（以下「初期検討」という。）を行い、その結果を文書で甲に報告するものとする。なお、初期検討の対価は、\*\*\*\*\*（消費税を含む。）とし、前項第3号の対価とは別途支払うものとする。

3 甲は、前項に基づいて乙から報告された初期検討結果の内容等を考慮して、本合成を委託するか否かを決定し、乙にその結果を通知する。当該通知が、本合成を委託するというものであるときに、乙は、本合成を実施するものとし、本合成を委託しないという通知のときは、本契約は、その時点で終了するものとし、甲は、前項初期検討の対価の支払債務のみを負うものとする。

## 第2条（標品の支給）

甲は、本化合物の構造確認のために、本合成の過程で必要な標品（以下「支給標品」という。）を無償で乙に支給する。

2 乙は、支給標品を前項の目的以外に使用してはならない。

## 第3条（納入前検査）

乙は、本化合物の納入前に、別紙1「仕様書」記載の受入検査基準に従って本化合物の納入前検査を行う。

2 乙は、本化合物の納入の際に、納入前検査記録その他本合成の関連資料（製造記録、保管記録、分析データ）の写しを甲に提出する。

## 第4条（受入検査）

甲は、別紙1「仕様書」記載の受入検査基準に従って本化合物の受入検査を実施し、その結果を本化合物の納入後9日以内に文書で乙に通知する。

2 受入検査の結果、不合格となった場合は、その原因等について甲、乙協議し、本合成を再度実施するか否かを甲が決定する。受入検査基準に合格する本化合物の合成の見込みがないと甲が判断したときは、本契約はその時点で終了するものとし、甲は、第1条第1項第3号の対価の支払債務を負わないものとする。

#### 第5条（所有権及び危険負担の移転）

本化合物の所有権及び危険負担は、本化合物の受入検査合格をもって、乙から甲に移転する。

#### 第6条（対価の支払い）

乙は、本契約締結後速やかに初期検討の対価に関する請求書を甲に送付し、甲は、その請求書を受け取った翌月の20日までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により初期検討の対価及び消費税を支払う。

- 2 乙は、本化合物の受入検査合格後直ちに、甲に請求書を送付するものとし、甲は、受入検査合格日の翌月20日までに、甲、乙及び取引銀行間で別途締結する一括支払信託に係る契約で定める方法（信託期間110日）により対価及び消費税を支払う。

#### 第7条（進捗状況の報告）

甲は、乙に対し、いつでも本合成の進捗状況の報告を求めることができる。

#### 第8条（成果の取扱い）

乙は、本合成の過程で発明、考案、ノウハウ等の成果をなしたときは、直ちにその内容を文書により甲に通知するものとし、当該成果の取扱いについて甲と協議する。

#### 第9条（秘密保持）

乙は、原契約に規定する秘密情報、仕様書、支給標品、本化合物及び本合成の関連資料、第8条の成果、本契約締結の事実並びに甲との接触交流により知得した甲の技術上・営業上の秘密情報（以下「秘密情報」と総称する。）を秘密として保持し、事前の甲の文書による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当するものは、秘密情報から除外する。

- (1) 甲から開示を受け、又は知得する前に、既に公知となっていたもの。
  - (2) 甲から開示を受け、又は知得する前に、既に所有していたもの。
  - (3) 甲から開示を受け、又は知得した後に、自己の責めに帰し得ない事由により公知となったもの。
  - (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を伴わずに入手したもの。
- 2 乙は、秘密情報（第8条の成果を除く。）を本契約の目的のみに使用し、その他の目的に使用してはならない。
  - 3 乙は、本合成に必要な範囲に限り、秘密情報を複写・複製することができる。
  - 4 乙は、本化合物の受入検査合格時又は甲の要請があったときは、秘密情報及びその複写・複製物を直ちに甲に返却する。
  - 5 本条の規定は、本契約締結日から5年間有効とする。

#### 第10条（権利・義務の譲渡）

甲及び乙は、事前の相手方の文書による承諾なしに、本契約に定める権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は移転してはならない。

#### 第11条（解除）

合理的な理由なく乙が納期までに本化合物を納入できないと甲が認めたときは、甲は、直ちに本契約を解除することができる。

第12条（原契約の取扱い）

本契約の締結に伴い、原契約の秘密情報は本契約の秘密情報として取扱い、原契約は本契約締結日をもって失効するものとする。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の定めに疑義を生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議し、これを解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各その1通を保有する。

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日

甲：

乙：大阪府茨木市彩都あさぎ7-7-15  
有限会社新成化学  
取締役 丸山 季浩